吸収分割に係る事前備置書類

2021年6月14日

アライドアーキテクツ株式会社

2021年6月14日

株式会社しまうまプリント
代表取締役社長　髙橋 洋一郎

アライドアーキテクツ株式会社
代表取締役社長CEO　中村壮秀

吸収分割に関する事前開示書類

（分割会社/会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に戻づく事前備置書類）
（承継会社/会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく事前備置書面）

１．吸収分割契約の内容

別紙１のとおりです。なお、本件吸収分割は、分割会社においては会社法第 783 条第 1 項に定める分割となり、承継会社においては会社法第 796 条第2項に定める簡易分割となります。

２．吸収分割対価の定めの相当性に関する事項

本件吸収分割に際して、承継会社は分割会社に対して承継する権利義務の対価として 10,000 千円の金銭を交付いたします。

当金額は、承継する権利義務の内容等を総合的に考慮し、承継会社と分割会社とが協議・交渉の上で決定したものであり、相当であると判断しております。

３．新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

４．分割会社についての次に掲げる事項

（1）会社成立の日に係る計算書類等の内容

別紙２のとおりです。

（2）臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）会社成立の日後の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

５．承継会社についての次に掲げる事項

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社は有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

（2）臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

５．効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

① 分割会社において確定した最終事業年度はありませんが、分割会社成立時の貸借対照表に

おける資産の額は 10,000 千円、純資産の額は 10,000 千円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。以上により、本件吸収分割の効力発生日までに分割会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、分割会社の債務については、本件吸収分割の効力発生日以後も、債務の履行の見込があるものと判断いたします

② 承継会社の 2021 年３月末日現在の貸借対照表における資産の額は 3,638,956 千円、 負債の額は 1,620,991 千円、純資産の額は 2,017,964 千円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。以上により、本件吸収分割の効力発生日までに 承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みであり、承継会社の債務 については、本件吸収分割の効力発生日以後も、債務の履行の見込みがあるものと判断いたします。

以　上

【別紙 1】　吸収分割契約書の写し



吸 収 分 割 契 約 書

アライドアーキテクツ株式会社（以下「甲」という）と株式会社しまうまプリント（以下「乙」という）とは、乙の写真を活用したマーケティング支援サービスである torutte 事業（ただし、LIVE torutte サービスにかかる部分を除く。以下「本件事業」という）に関する権利義務を甲に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり分割契約書（以下「本契約」という）を締結する。

第１条（吸収分割）

１．乙は、本契約各条項に従い、吸収分割により、効力発生日（第５条に定義する。以下同じ）をもって、乙が本件事業に関して有する権利義務（第４条の規定により決定される。）を甲に承継させ、甲はこれを承継する（以下、かかる吸収分割を「本件分割」という）。

２．本件分割に係る吸収分割承継会社たる甲及び吸収分割会社たる乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収分割承継会社

商号：アライドアーキテクツ株式会社

住所：東京都渋谷区恵比寿一丁目１９番１５号

(2) 吸収分割会社

商号：株式会社しまうまプリント

住所：東京都新宿区西新宿六丁目１６番６号

第２条（取締役会の承認）

甲及び乙は、本件分割が会社法第７８４条第３項及び第７９６条第３項に該当することから、それぞれの株主総会の承認を要しないものとし、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関するそれぞれの取締役会の決議（会社法第３７０条により、取締役会の決議があったものとみなされる場合を含む）を行うものとする。

第３条（本件分割に際して交付する金銭等及び割当てに関する事項）

甲は、本件分割により承継する権利義務全部の対価として、本件分割に際し、金１０００万円を乙に交付する。

第４条（承継する権利義務）

１．本件分割により、甲が乙から承継する権利義務に関する事項は、別紙１「承継権利義務明細表」のとおりとし、乙は甲に対して同承継権利義務を承継させる。

2．権利義務等の承継につき関係官庁その他の関係者の許認可・承諾等を要するものについては、当該許認可・承諾等の取得を条件として、当該権利義務を本件分割に際して承継する。
3．甲が乙から承継する債務については、甲が免責的にこれを引き受ける。
4．乙は、甲が承継する権利義務のうち、その承継のために、登記、登録、通知、承諾、その他の一切の手続きを必要とするもの又はこれらを対抗要件とするものについて、甲乙が協議の上、必要に応じて（なお、法令上、乙が申請、通知、承諾権者である場合には、当然に必要性は肯定される）、甲に協力してその手続きを行う。ただし、甲への承継のために契約等の相手方の事前承諾等が必要な場合には、乙は効力発生日までに事前承諾等を取得するよう合理的な努力をするものとする。

第５条（本件分割の効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、令和３年７月１日とする。但し、分割手続の進行に応じ、必要があると認められるときは、甲乙が協議の上、これを変更することができる。

第６条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良な管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理・運営を行い、自己の財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為（既存取引先との契約の更新・終了、効力発生日後まで継続する可能性のある新規取引の申し込み、100,000 円以上の取引金額となる取引等を含むがこれらに限らない）を行う場合には、あらかじめ甲乙が協議し、合意の上、これを実行する。

第７条（本件分割条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産若しくは経営の状態に重大な変更が生じたとき、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じたとき、その他本契約の目的の達成が困難となったときは、甲乙が協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第８条（競業避止義務）

1．乙は、効力発生日以降であっても、本件事業に関し会社法第２１条に定める競業避止義務を負わないものとする。
2．前項の定めにかかわらず、乙は、効力発生日から２年間、事前に甲の書面による承諾を得ずして、本件事業と競合する事業を新たに行わないものとする。疑義を避けるために付言すると、効力発生日までに既に乙が行う事業及び当該事業から派生又は拡大

した場合はこの限りではない。また、本件事業に従事していた乙の従業員をして、乙のグループ会社において本件事業と競合する事業に従事させてはならないものとする。

第９条（定款の変更及び役員）

本件分割に伴い、甲が甲の定款を変更し、役員を増員する場合には、本契約とは別に定めるものとする。

第１０条（協議事項）

本契約に定めのない事項、その他本件分割手続き進行上の必要性等の事情により生じた変更又は決定すべき事項については、本契約の趣旨に基づいて、甲乙が協議の上、これを決定する。

以上、本契約の締結を証するため、本書１通を作成し、甲乙記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙がその写しを保有する。

令和３年５月１９日

甲：東京都渋谷区恵比寿一丁目１９番１５号
アライドアーキテクツ株式会社
代表取締役　中村　壮秀

乙：東京都新宿区西新宿六丁目１６番６号
株式会社しまうまプリント
代表取締役　髙橋　洋一郎

（別紙１）

【承継権利義務明細表】

本件分割により、甲が乙から承継する権利義務の明細は、効力発生Ｅにおける次に掲げる権利義務とする。なお、債務の承継については免責的債務引受の方法によるものとする。

１．承継する資産

(1) 流動資産

本件事業に属する前払費用、棚卸資産その他一切の流動資産。但し、現金及び預金を除く。

(2) 固定資産

① 有形固定資産

本件事業に属する建物付属設備その他一切の有形固定資産。

② 無形固定資産

本件事業に属する一切の無形固定資産。但し、商標権を除く。

③ 投資その他の資産

本件事業に属する保証金、長期前払費用その他一切の投資、その他の資産。

但し、効力発生日における別紙２に記載の債権を除く。

２．承継する負債

(1) 流動負債

本件事業に属する借入金、その他一切の流動負債。

(2) 固定負債

本件事業に属する一切の固定負債及び対象となる承継する資産に見合う一切の固定負債。

但し、効力発生日における別紙２に記載の債務を除く。

３．承継する契約関係

本件事業のみに属する一切の契約（従業員との間の雇用に関する契約を除く）にかかる契約上の地位及びこれらに基づく一切の権利義務。

４．承継する許認可等

法令上承継可能な本件事業に属する届出、登録、又は許認可、免許等の全て。

以上

（別紙２）

【除外する債権及び債務】

1	売掛金
2	立替金
3	未収入金
4	未収入金（固定資産等）
5	仮払消費税
6	買掛金
7	未払金
8	未払金（固定資産等）
9	預り源泉所得税（業者）
10	仮受消費税





【別紙 2】分割会社の会社成立の日に係る計算書類等の内容

資産合計	10,000 千円
負債合計	- 千円
純資産合計	10,000 千円